練馬区立開進第四中学校　同窓会会則

1. 総則

第1条（名称）　本会は練馬区立開進第四中学校同窓会という。

第2条（目的）　本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与する事

　　　　　を目的とする。

第3条（本部）　本会の事務局を開進第四中学校内に置く。

1. 会員

第4条（会員）　本会は次の会員をもって組織する。

1. 会　　員　開進第四中学校卒業生
2. 特別会員　開進第四中学校現・旧教職員
3. 名誉会員　開進第四中学校に特に功績のあった者

　　　　　総会の議決をもって推薦された者

1. 事業

第5条（事業）　本会は第一章第2条の目的に従って次の事業を行う。

1. 同窓会の開催
2. その他目的を達成するために必要な事業
3. 役員

第6条（役員）　本会に次の役員を置き、会員の中より選出する

　　　　　尚、本役員をもって本部を構成する。

　　　　　会長　1名　　　　副会長　2名以上

　　　　　書記　2名　　　　会計　2名

　　　　　会計監査　2名

第7条（選任）　役員は総会で選任する。

第8条（任期）　役員の任期は三年以内とする。任期中に欠員が生じた場合

　　　　補充によって選出された役員の任期は前任者の残任期間と

　　　　する。ただし再任は妨げない。

第9条（解任）　役員が次の事項に該当する場合は総会の議決により、解任

　　　　する事ができる。

1. 心身の故障のため職務が遂行できないとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない

行為が認められたとき。

1. 総会

第10条　　　　　総会は本会の最高決議機関であって、全会員で構成される。

第11条　　　　　総会は会長が招集し、本会の運営に関する重要事項を審議す

　　　　　　　　 る。出席者の過半数をもって議決する。

1. 会計

第12条　（会費）卒業時に入会金として500円を納入する。

第13条　（管理）毎年度入会金・寄付金は基本財産として会計役員が管理する

第14条　（監査）会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日に終了する。

　　　　　　　　 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告

　　　　　　　　 しなければならない。

1. 補則

第15条　　　　　この会則の改正は総会での3分の2以上の賛成を必要とする。

　　　　　　　　　　　　　　　附則

この会則は平成26年3月1日から実施する。